



# 交通安全だより

第64号 平成23年11月発行 札幌市交通安全運動推進委員会 Tel.211-2268

札幌市の交通安全 <http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/>

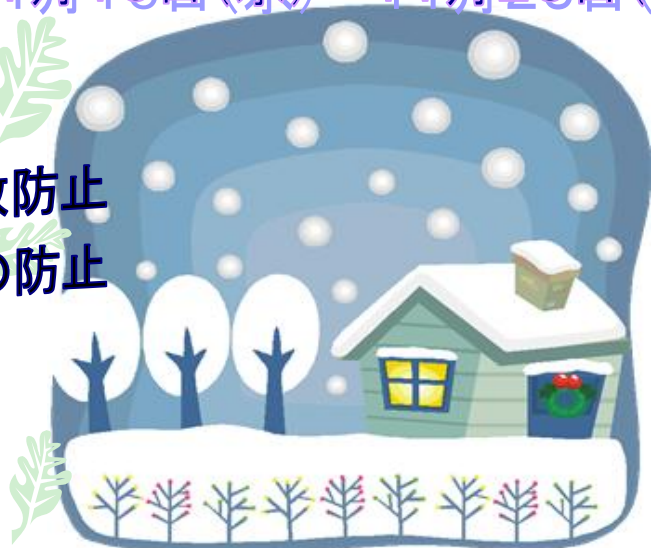
交 通  
安 全

セーフティさっぽろ

## 冬の交通安全総ぐるみ運動にご協力ください！

期間: 11月16日(水)～11月25日(金)

- ★高齢者の交通事故防止
- ★夕暮れ時と夜間の歩行中・  
自転車乗用中の交通事故防止
- ★凍結路面等のスリップ事故の防止
- ★交差点の交通事故防止
- ★飲酒運転の根絶



## 高齢者事故が多発！！

10月から高齢者の交通死亡事故が急増しています。(10月市内発生死亡事故4件中3件)

ドライバーの方や歩行者の方もそれぞれ、気をつけなければいけないことがあります！

### ドライバーの注意

歩行者発見の見落とし、遅れが事故に繋がっています。

**薄暮時**は、特に安全確認を徹底し、スピードダウンしましょう。



### 歩行者の注意

外出は、できるだけ明るいうちにしましょう。

暗いときに外出する場合は、できるだけ明るい色の服装をし、

**夜光反射材**を着用してください！



飲んだら乗らない 乗るなら飲まない 乗る人には飲ませない

# 飲酒運転は犯罪です！

これから年末にかけてお酒を飲む機会が増えると思います。

年末年始を楽しく過ごし、いい年を迎えるためにも交通ルールを守って、  
飲酒運転を絶対にしないようにしましょう。



## 飲酒をすると？

### 【感覚機能の低下】

人間の視覚、聴覚などが低下してしまい、事故が起きやすくなってしまいます。



### 【運動機能の低下】

ブレーキをかけようとしてから行動に移すまでの反応時間が低下します。



### 【判断力・注意力の低下】

スピードを出しすぎたり、誤操作を起こしやすくなります。



## 重大事故

## 罰則があります



### 酒酔い運転

飲酒量に関わらず、歩行がままならない状態など、酒に酔った状態が認められたもの。

⇒ 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

### 酒気帯び運転

一定基準以上のアルコールを保有していた場合  
(基準値:呼気1Lにつき0.15mg以上)

⇒ 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

※飲酒した人に車両を提供したり、一緒に乗っている

だけでも**犯罪**です。

「運転には自信があるから大丈夫」ではありません！

飲酒した場合は、タクシーを利用する・車の代行を頼む等、工夫しましょう。

**一滴だけでも飲酒運転です！**